

JIS

防護服—ハンドナイフによる切創及び突刺し
きずを防護するための手袋及びアームガード—
第3部：布はく，皮革その他の材料の
衝撃切創試験

JIS T 8121-3 : 2006

(JSAA/JSA)

平成 18 年 4 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 労働安全用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	吉 識 晴 夫	帝京平成大学
(委員)	芦 谷 彰 克	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	市 川 健 二	社団法人産業安全技術協会
	小 川 孝 裕	財団法人日本防災協会
	笠 井 一 治	日本安全靴工業会
	竹 内 宣 博	株式会社千代田テクノ
	谷 澤 和 彦	日本安全帽工業会
	利 岡 信 和	社団法人日本保安用品協会
	中 村 富 也	厚生労働省
	西 本 右 子	神奈川大学
	能 見 和 司	電気事業連合会
	明 星 敏 彦	独立行政法人産業医学総合研究所
	村 上 博 幸	日本原子力研究所
	森 正 晴	川重防災工業株式会社
	山 崎 弘 志	建設業労働災害防止協会
	山 本 為 信	山本光学株式会社
	吉 田 孝 一	社団法人日本電機工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣， 経済産業大臣 制定：平成 18.4.25

官 報 公 示：平成 18.4.25

原 案 作 成 者：社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：労働安全用具技術専門委員会 (委員長 吉識 晴夫)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本保安用品協会(JSAA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 13999-3:2002, Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—Part 3: Impact cut test for fabric, leather and other materials を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS T 8121-3 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 手袋、アームガードなどの製品及びその材料の衝撃切創試験の推奨仕様

附属書 1 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

JIS T 8121 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS T 8121-1 第 1 部：鎖かたびら手袋及びアームガード

JIS T 8121-3 第 3 部：布はく、皮革その他の材料の衝撃切創試験

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	2
3. 定義.....	2
4. 原理.....	2
5. 試験装置.....	2
5.1 刃物保持ブロック.....	2
5.2 試験用刃物.....	2
5.3 試験片支持具.....	3
6. 試験片採取.....	8
6.1 試験片の準備.....	8
6.2 試験片の取付け.....	9
7. 試験手順.....	9
7.1 試験装置の設置.....	9
7.2 試験.....	9
7.3 基準材料の使用.....	9
8. 計算.....	10
9. 測定の不確かさの推定.....	10
10. 試験報告.....	10
附属書 A (参考) 手袋, アームガードなどの製品及びその材料の衝撃切創試験の推奨仕様.....	11
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表.....	15
解 説.....	17

防護服—ハンドナイフによる切創及び突刺しきずを 防護するための手袋及びアームガード— 第3部：布はく、皮革その他の材料の衝撃切創試験

Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—

Part 3: Impact cut test for fabric, leather and other materials

序文 この規格は、2002年に第1版として発行された **ISO 13999-3**, Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—Part 3: Impact cut test for fabric, leather and other materials を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書1** (参考) に示す。

この試験は、**JIS T 8120** の衝撃突刺し試験に基づいている。ただし、刃物保持ブロック及び刃の合計質量は1000 gではなく110 gである。試験片支持具も、布はく、皮革その他の材料に適合させるために変更した。この試験は特に、手袋及びアームガードの材料の刺しきず抵抗性を評価することを目的としている。モータサイクリストの手袋、コンクリートブロック又はワイヤを取り扱うための作業用手袋のような磨耗が激しく切断の危険が大きい手袋、又は廃棄物回収業者の巻脚はん(絆)及びズボンの評価に適している。激しい磨耗とは、多数の切断を伴うプロセスであり、この試験は、単独又は多層材料の厚さ全体に対する耐磨耗性の指標となる。

この試験は、適切な資格及び経験をもつ試験者が実施することを想定している。この規格は、これらの試験者を指導するために作成されている。試験装置は、適切な能力をもつ人だけが使用する。また、使用においては、操作員及び他の人の傷害を防ぐため合理的で実行可能な安全上の防護措置を講じなければならない。

1. 適用範囲 この規格は、手袋及びアームガードに用いる布はく、皮革その他の材料の衝撃切創試験について規定する。

附属書 A には、手袋、アームガードなどの製品及びその材料の衝撃切創試験における推奨事項を記述する。また、この試験を実施するために製品規格の中で規定する情報も記述している。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 13999-3:2002, Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—Part 3: Impact cut test for fabric, leather and other materials (MOD)